

審査基準表

審査項目		審査基準	配点
1 全体的事項	業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の趣旨について十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。 (5点×3)	15
2 企画内容	企画構成	<ul style="list-style-type: none"> 全体を通して、学校を核とした地方創生推進や将来を担う人材の育成等につながる企画となっているか。 (5点×3)	45
		<ul style="list-style-type: none"> オリジナル性が豊かな企画内容となっているか。 (5点×1)	
	イベント運営	<ul style="list-style-type: none"> イベント運営が円滑に進む体制となっているか。 県民が関心を示す工夫がなされているか。 現地での柔軟な運営が可能か。 (5点×3)	
	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> 地元紙の広報の手段等が適切であるか。 県民に効果的に伝わる工夫がなされているか。 (5点×2)	
3 業務管理体制	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 責任者や役割分担等が具体的に示され、県の要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本業務を確実に履行できるか。 (5点×2)	20
	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 求めている成果を実現するためのスケジュールが示されているか。 (5点×2)	
4 その他事項	類似業務の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> これまでの類似業務の実績によりノウハウが蓄積されているか。 (5点×2)	20
	その他	<ul style="list-style-type: none"> その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 見積額は妥当か。 (5点×2)	
合計			100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の得点を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が70点(満点100点×7割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である70点(満点100点×7割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】

- | | | |
|----------------|-------------|----------|
| 5 標準より非常に優れた提案 | 4 標準より優れた提案 | 3 標準的な提案 |
| 2 標準よりもやや劣る提案 | 1 標準よりも劣る提案 | |